

当初計画から令和5年度の取組内容等に変更のある事務事業

1 分野別計画・個別計画等で新たに設定した目標値も活用して評価するよう変更した施策・事務事業						
政策	施策	事務事業	指標名称	実施計画上の目標値	分野別計画・個別計画等の内容	
					計画名称	新たに設定した目標値
該当なし						

※ 第3期実施計画の進行管理においては、実施計画上の目標値を基本としつつ、分野別計画・個別計画等で新たに設定した目標値を活用して評価を行います。

2 当初計画から令和5年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業						
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている令和5年度の取組内容	計画上的変更箇所		
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由	
政策1-1	1-1-1	公園防災機能向上事業	①防災機能向上に資する整備設計(福田公園) ②広域避難場所に指定された公園における防災機能向上の取組の推進	①防災機能向上に資する整備に向けた計画検討(福田公園)	民間活力導入の検討とともに、地元・活動団体などとの協議調整を行うため、設計に向けた検討・計画を行う	
政策1-1	1-1-1	本庁舎等建替事業	①新本庁舎供用開始 ②第2庁舎解体・跡地広場整備工事の推進	①新本庁舎完成・供用開始【変更(令和4年度)】	①新型コロナウイルス感染拡大の影響により、完成時期を令和4年度から令和5年度としたため	
政策1-1	1-1-1	港湾施設改修(防災・減災)事業	①千鳥町7号改修工事着手	①千鳥町7号の施設点検・関係者調整	千鳥町7号岸壁の詳細点検の結果、健全性が保たれていることが確認されたことから、同岸壁の改修の設計は今後の点検結果等を踏まえ実施することになりました。	
政策1-1	1-1-4	消防署所改築事業	①(仮称)消防施設整備方針に基づく整備の推進 ②個別施設整備の方向性の検討 ③宮崎出張所改築工事完了	①(仮称)消防施設整備方針の策定【変更(令和4年度完了目標としていた取組)】 ②実施なし【令和6年度に延期】 ③宮崎出張所改築工事【変更(令和6年度工事完了)】	①②令和4年夏以降の救急需要の大幅な増加により、これを踏まえた施設整備の検討を行った上で(仮称)消防施設整備方針を策定する必要が生じたため。 ③建築業における労働環境の確保等のため、工期を見直しました。	
政策1-1	1-1-4	危険物施設等規制事業	①危険物保有事業所への立入検査の実施(立入検査実施数:年430か所以上) ②危険物保有事業所の安全担当者講習会の開催(受講者数:年200人以上) ③特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の応急措置の実施を指導 ④ガイドラインを活用した風水害対策の充実強化 ⑤内部浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合化の完了 ⑥高圧ガス保安法、火薬類取締法及び液化石油ガス法の事務・権限の移譲に伴う事務の実施 ・高圧ガス保安法(コンビナート地域除く)、火薬類取締法及び液化石油ガス法の権限移譲に伴う事務執行体制の確保 ・高圧ガス保安法(コンビナート地域)の権限移譲に向けた県との調整	③削除【事業完了(令和4年度)】	③全ての特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の応急措置が完了したことを確認したため	
政策1-1	1-1-4	庁舎等整備事業	①(仮称)消防施設整備方針に基づく庁舎等の整備の推進及び緊急を要する補修工事の実施 ②(仮称)消防施設整備方針に基づく消防器具置場の整備の推進及び緊急を要する工事の実施 ・住吉西班器具置場改築工事の完了	①庁舎等の適切な整備の推進及び緊急を要する補修工事の実施【変更(令和5年度)】 ②消防器具置場の適切な整備の推進及び緊急を要する工事の実施【変更(令和5年度)】 ・住吉西班器具置場改築工事の完了	①②消防署所改築事業における「(仮称)消防施設整備方針の策定【令和4年度完了目標としていた取組】」について、令和4年夏以降の救急需要の大幅な増加により、これを踏まえた施設整備の検討を行った上で(仮称)消防施設整備方針を策定する必要が生じたため。	
政策1-1	1-1-4	航空関係業務	①操縦訓練、救助訓練、消火訓練など各種航空・消防訓練の実施 ②消防ヘリコプターの自隊による定期点検及び委託業者による点検の実施並びに航空法の指導基準に適合した安全性及び環境保全のための耐空証明取得 ③新規に採用した操縦士・整備士の運航に必要な資格取得 ④「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に対応した365日24時間運航体制の確立に向けた研究及び検討の実施	③新規に採用した操縦士の運航に必要な資格取得【変更(令和5年度)】	③新規に採用した整備士の運航に必要な資格取得は、1機種分のみであり、令和5年3月中に取得できたこと及び令和5年度に整備士の採用は予定されていないため。	
政策1-2	1-2-3	ユニバーサルデザイン推進事業	①ユニバーサルデザインの理解促進に向け、事業者等への普及啓発 ②誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドラインに基づき、駅周辺や公共施設等での取組推進 ③バリアフリー基本構想・推進構想の進捗管理 ④新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想の効果的な推進に向けた協議・調整 ⑤バリアフリーマップの情報更新	④新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定及び効果的な推進に向けた協議・調整	令和5年1月実施の法に基づく協議会での改定素案に対する意見を反映した改定案を令和5年5月実施の協議会に改めて諮った上で、基本構想を改定する必要があったため。	
政策1-2	1-2-3	南武線駅アクセス向上等整備事業	①JR福田堤駅の自由通路及び橋上駅舎の整備完了 ②JR中野島駅及び久地駅の駅アクセス向上方策の事業化に向けた取組の推進	①JR福田堤駅の自由通路及び橋上駅舎の整備推進	社会情勢の影響により、資材納入時期に遅れが生じるなど、自由通路及び橋上駅舎の整備完了が約3ヶ月程度遅れるため	
政策1-2	1-2-3	鉄道駅ホームドア等整備事業	①ホームドア等の整備促進に向けた鉄道事業者との協議、調整 ②補助制度を活用したホームドア整備の促進(ホームドア整備:6線(JR南武線 川崎駅、武蔵中原駅(本線2線)、武蔵新城駅)の整備完了)	②補助制度を活用したホームドア整備の促進(ホームドア整備:8線(JR南武線 川崎駅、武蔵中原駅(本線2線)、武蔵新城駅、登戸駅(本線2線))の整備完了)	半導体不足の影響により、登戸駅のホームドア整備完了が、令和4年度から令和5年度に変更となったため	
政策1-2	1-2-4	河川・水路維持補修事業	①河川維持管理計画に基づく補修や維持管理の推進 ②上河原堰堤の耐震補強工事及び扉体の長寿命化工事	②上河原堰堤の耐震補強工事等の検討	上河原堰堤の耐震補強工事及び扉体の長寿命化工事は、上河原堰堤が一級河川多摩川を横断する大規模な工作物であることから、河川管理者等との協議に時間を要しているため。	
政策1-3	1-3-1	主要施設の更新・耐震化事業	①主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ・千代ヶ丘配水塔1号塔更新の着手 ・長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化の推進 ②災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等の推進 ・千代ヶ丘配水塔への整備の推進	①主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ・千代ヶ丘配水塔2号塔の耐震化の推進【変更(令和4年度完了目標としていた取組)】 ・長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化の推進	工事に伴い発生する騒音・振動に対し、近隣住民から強い陳情を受けたことに伴い当初の目標年度内に耐震化が完了しなかったため、千代ヶ丘配水塔2号塔耐震化の工期を延長するとともに、1号塔更新の着手を延期しました。	

2 当初計画から令和5年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業

政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和5年度の取組内容	計画上の変更箇所	
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由
政策1-3	1-3-1	送・配水管の更新・耐震化事業	<p>①老朽化した送水管・配水管の計画的な更新の推進 ・送水管・配水管の更新の推進 ・水道基幹管路のバックアップ機能強化のための二重化・ネットワーク化の推進 ②なし(令和4年度に完了予定であったもの) ③優先度を考慮して選定する「新たな重要な管路」※の耐震化の推進 ・耐震化の推進 ④更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化の推進 ・配水管の更新・耐震化の推進 ⑤給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備の推進(整備率:100%) ・市立小・中学校27校 ・配水塔1か所 ⑥応急給水拠点の利便性の向上の推進 ・整備箇所の検討</p> <p>※災害救助活動における給水の重要性を考慮した重要な施設への供給ルート等のこと。</p>	<p>②重要施設への供給ルート「重要な管路」※の耐震化の推進【変更(令和4年度完了目標としていた取組)】 ・重要な管路の耐震化の推進 ④更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化の推進 ・配水管の更新・耐震化の推進【「震災時に被害が懸念される老朽配水管」を含む】【変更(令和5年度)】 ⑤給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備の推進 ・市立小・中学校25校【変更(令和5年度)】 ・配水塔1か所</p>	<p>②令和4年度までの取組「重要な管路」のうち、重要施設への供給ルートについては、1施設へのルートを道路拡幅工事と合わせて令和5年度に整備するため、②として実施します。また、老朽配水管については、掘削規制や県治水事務所との河川協議に時間を要した結果、未完了の管路がありますが、周辺管路の老朽化等を考慮しながら効率的に耐震化を推進するため、令和5年度以降、④の取組に含めます。 ⑤令和4年度までに予定数を上回る整備が完了したため。</p>
政策1-4	1-4-6	市営住宅等管理事業	<p>①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な維持管理 ②住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進及び新制度の運用開始 ③管理代行業務・モニタリングの実施及び民間事業者の動向等の調査 ④地域と連携した入居支援のモデル的取組の実施 ⑤特定公共賃貸住宅の運営の方向性整理に基づく取組の推進 ⑥市営住宅等の使用に関する適正管理(使用料収入率(現年):99.55%、使用料収入率(過年):13.05%) ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営(198区画) ⑧市営住宅の空き駐車場を活用したコインパーキングの公募</p>	<p>②新制度の運用開始に向けた条例改正手続きや関係機関等への周知等の実施【変更(令和5年度)】 ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営(215区画)【変更(令和5・6年度)】 ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営(225区画)【変更(令和7年度)】</p>	<p>②新制度の運用開始に向けて、関係機関等へ周知等を徹底した上、制度を開始する必要があるため。 ⑦目標を上回る実績となっていることから、区画数の増加を行うため。</p>
政策1-4	1-4-6	空き家利活用推進事業	<p>①「第2期川崎市空家等対策計画」に基づく取組の推進 ②専門家団体等との協定に基づく相談対応の実施、効果検証 ③専門家団体等と連携した空家化予防等に向けた普及啓発の実施 ④空家化の予防等に向けた支援のしきみの検討 ⑤空家マッチング制度の試行実施 ⑥管理不全化した空家等への対応の推進</p>	<p>「第2期川崎市空家等対策計画」の見直しに向けた検討</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正</p>
政策1-4	1-4-7	公害健康被害予防事業	<p>①公害健康被害予防事業の実施 ・ぜん息児運動教室の開催 ・ぜん息児キャンプの開催 ・アレルギー相談、健康相談の実施 ・健康回復教室の実施 ・リハビリテーション事業の実施</p>	<p>・ぜん息児運動教室の開催【廃止(令和5年度)】 ・ぜん息児キャンプの開催【廃止(令和5年度)】</p>	<p>総合的なアレルギー疾患対策を進める上で、小児においては、健康回復に向け、アレルギー疾患の早期発見及び適切な治療に繋がる取組が必要で、さらに、参加人数の減少や費用対効果の面から見直しを実施しました。</p>
政策1-4	1-4-7	成人ぜん息患者医療費助成事業	<p>①気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施 ・持続可能な制度の構築を図りながら、気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施 ・他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性を踏まえた制度のあり方の検討 ②アレルギー疾患対策基本法及び基本的な指針に基づく本市のアレルギー疾患対策の方向性の検討</p>	<p>②基本法及び基本指針に基づき、「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」とも整合性を図りながら、本市のアレルギー疾患対策推進方針を策定</p>	<p>国の基本法及び基本指針等を踏まえ、県計画とも整合性を図るとともに、アレルギー疾患対策を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、他のアレルギー疾患対策との公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策を進めていく必要があるため。</p>
政策2-1	2-1-1	子ども・若者未来応援事業	<p>①第2期子ども・若者の未来応援プランに基づく取組の進行管理 ②子ども・子育て支援に関する支援ニーズ調査の実施 ③「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施</p>	<p>④子ども等の意見を聴く視点として、「子ども・若者の声」募集箱」の管理・運営【新規(令和4年度)】</p>	<p>④本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行され、川崎市子ども会議をはじめとする様々な取組において、子どもたちも大切な市民として、その声を受け止めてきたが、条例施行から20年以上が経過し、子どもたちを取り巻く環境等の変化も踏まえて、より幅広い子どもの声を聴くために、今の時代にあわせた広聴制度の構築する必要があるため。</p>
政策2-1	2-1-2	幼児教育推進事業	<p>①幼稚園型一時預かり事業の推進(R5.4時点実施園数:40園)及び実施園における預かり保育の長時間化・通年化の受入年齢拡大の推進(新規実施園数:1園) ②認定こども園への移行促進(R5.4時点認定こども園数:20園 移行園数:2園) ③幼稚園在園児の保護者への保育料等補助(施設等利用費)の実施(助成児童数:11,883人) ④幼稚園類似施設在園児の保護者への保育料等補助の実施(助成児童数:171人) ⑤幼児教育巡回相談の実施</p>	<p>①幼稚園型一時預かり事業の推進(R5.4時点実施園数:41園)及び実施園における預かり保育の長時間化・通年化の受入年齢拡大の推進(新規実施園数:1園) ②認定こども園への移行促進(R5.4時点認定こども園数:21園 移行園数:2園)</p>	<p>令和4年度の取組において当初計画より事業実施園の増加・認定こども園への移行が進んだため</p>
政策2-1	2-1-3	妊婦・乳幼児健康診査事業	<p>①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 ②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 ③各区域域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施 ④聴覚及び視覚検診の実施 ⑤先天性代謝異常等検査事業の実施 ⑥乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 ⑦医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援</p>	<p>①不妊治療の相談の実施【変更(令和5年度)】</p>	<p>①令和4年度から特定不妊治療が保険適用化されており、移行期間として行っていた令和3年度の治療開始分への補助が令和4年度で終了するため。</p>
政策2-1	2-1-3	母子保健指導・相談事業	<p>①思春期の心と身体の健康教育の実施 ②各区域域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ③各区域域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 ④新生児訪問及びごんこには赤ちゃん訪問の実施 ⑤養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施 ⑥産前産後におけるサポートの実施 ⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施</p>	<p>⑥出産・子育て応援事業の実施【新規(令和5年度)】</p>	<p>本事業においては、国において全ての市町村で実施することと示されており、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施していくこととする本事業の趣旨に鑑み、本市においても継続して実施していくため。</p>
政策2-2	2-2-1	学力調査・授業改善研究事業	<p>①市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び結果の活用推進 ②全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における授業改善の推進 ③実践事例集の活用による指導力の向上</p>	<p>①新市学習状況調査の実施及び結果の活用推進【変更(令和5年度)】</p>	<p>①事業拡大に伴う変更のため【名称の変更】</p>
政策2-2	2-2-2	共生・共有推進事業	<p>①各学校における授業の実施(年間6時間)の継続 ②「かわき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施(年2回) ③ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ④エクササイズ集を活用した取組の実施</p>	<p>③ICTを活用した新効果測定の実施【変更(令和5年度)】</p>	<p>効果測定の検証を終え、新効果測定を作成したため</p>
政策2-2	2-2-3	学校施設長期保全計画推進事業	<p>①「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事:17校 体育館の工事:13校 ②緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新</p>	<p>①「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事:17校 体育館の工事:3校【変更(令和5年度)】</p>	<p>①一部体育館について、設計内容の見直しにより不測の日数を要したことから、工事年度が令和5年度から令和6年度になったため。</p>
政策2-2	2-2-3	学校施設環境改善事業	<p>①既存校のエレベーター設置の推進(完了校数:170校) ②普通教室の空調設備の更新方針の決定 ③学校施設の防災機能の強化</p>	<p>①既存校のエレベーター設置の推進(完了校数:171校)【変更(令和5年度)】 ②実施方針に基づく取組【変更(令和5年度)】</p>	<p>①令和6年度実施分について、スケジュールの前倒しを行うため。 ②スケジュールの前倒しを行い、令和5年1月に実施方針を策定したため。</p>

2 当初計画から令和5年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業

政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている令和5年度の取組内容	計画上の変更箇所	
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由
政策2-2	2-2-3	児童生徒数・学級数増加対策事業	①住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ②児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ③新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ④児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 (工事着手:宮前平中、工事完成:坂戸小、新作小、南百合丘小)	④児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 (工事着手:宮前平中、工事完成:坂戸小・南百合丘小、工事継続:坂戸小)	④坂戸小について、水路用コンクリート構造物が設置されていることが判明し、対応検討等に期間を要したことから、工期延長が見込まれることとなったため。
政策2-2	2-2-4	学校業務マネジメント支援事業	①学校運営体制の再構築に向けた取組(教職員勤務実態調査結果を踏まえた取組の推進) ②学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進(教職員事務支援員又は障害者就業員:全小中学校配置、部活動指導員:66名) ③学校の円滑な運営に資する支援の実施	①学校運営体制の再構築に向けた取組(教職員勤務実態調査の実施)【変更(令和4年度)】	令和4年度に実施された国の勤務実態調査の内容及び当該調査結果の速報値が令和5年5月に公表されることを踏まえ、それらを活用しつつ、本市の実情に沿った調査内容とするべく、令和4年度は調査内容や手法について再検討を行ったことから、調査実施を令和5年度に変更したため。
政策2-3	2-3-1	地域の寺子屋事業	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(寺子屋開設数:117箇所) ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保(参加人数:1,500人) ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ④外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施	④地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進【変更(令和4年度)】	外国につながる児童生徒の増加に伴い、日本語学習の支援を必要とする子どもが増え、他事業と連携しながら地域ぐるみによる学習支援等の体制づくりを進めていく必要があるため。
政策2-3	2-3-2	生涯学習施設的环境整備事業	①身近な地域における活動の場としての学校施設(校庭、体育館、特別教室等)の更なる活用の推進 ②老朽化した社会教育施設等の環境整備 ③教育文化会館の労働会館との再整備の推進 ④宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組 ⑤市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築	①地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みづくりに向けた、学校施設(校庭、体育館、特別教室等)の更なる有効活用の推進【変更(令和5年度)】	みんなの校庭プロジェクト(校庭開放)やKawasaki教室シェアリング(施設開放)により、学校に関わる地域人材(関係人口)を増やしながら、令和5、6年度に、放課後等の時間を活用した多様な体験・経験ができる仕掛け(環境)づくりに取り組み(100周年事業)で、学校を地域の核として、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるしくみづくりを進めていくため。
政策3-1	3-1-1	地球温暖化対策事業	①「地球温暖化対策推進基本計画・実施計画」に基づく取組の推進 ②市民、事業者等と協働した、脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ③地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ④CC川崎エコ会議を活用した脱炭素化促進体制の構築及び脱炭素化に向けた取組の推進(CO川崎エコ会議会員数:全114団体以上) ⑤かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施(来場者数:11,000人以上) ⑥「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用及び見直しの実施、中小規模事業者向け省エネ診断の実施 ⑦優れた環境技術・製品等を認定・認証する低CO2川崎ブランド制度等の見直し結果を踏まえた制度の運用(低CO2川崎ブランド認定件数:全128件以上) ⑧「地球温暖化対策推進法」に基づく地域脱炭素化促進区域における取組の推進 ⑨「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素先行地域づくりの取組推進	⑦優れた環境技術・製品等を認定・認証する川崎CNブランド制度等の運用(川崎CNブランド認定件数(低CO2川崎ブランド認定件数含む):全128件以上)	制度の見直しによる名称の変更
政策3-1	3-1-1	国際連携・研究推進事業	①二国間クレジット制度(JCM)やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ②インドネシア共和国バンドン市との都市間連携の実施	③海外の先進事例の情報収集【新規(令和5年度)】	③脱炭素等に関連した海外の先進事例の情報を収集し施策に活用するため、R4年度から新たな取組を実施しています。
政策3-2	3-2-1	環境常時監視事業	①大気汚染防止法に基づくPM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施 ②大師一般環境大気測定局の移設 ③水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質の常時監視の実施 ④ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気、水質、底質及び土壌の常時監視の実施 ⑤放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施	②実施なし【令和6年度に延期】	②新庁舎新築工事工期延長に伴い、局舎移設時期を令和6年度に変更するため。
政策3-2	3-2-1	環境情報システム運営事業	①環境情報システムの安定的な運用保守 ②法令改正等に伴うシステムの一部改修 ③OSサポート終了、アップデート等に伴うシステムの改修、再構築 ④今後の更新計画の検討		
政策3-2	3-2-2	廃棄物処理施設建設事業	①橋処理センター施設の稼働 ②橋処理センター整備事業における環影響評価事後調査の実施 ③堤根処理センター整備事業における整備計画の作成、環境影響評価手続きの実施 ④入江崎クリーンセンター整備事業における契約事務等 ⑤廃棄物処理施設整備事業の推進に向けた整備手法に係る検討	①橋処理センター建設工事の実施(建設工事の完了)【変更(令和5年度)】 ②実施無し【令和6年度に延期】	橋処理センター建設工事の工期延伸に伴う変更
政策3-3	3-3-1	都市緑化推進事業	①地域緑化推進地区の認定(新規認定地区:2地区)・支援(花苗等支援) ②地域特性を踏まえた効果的かつ継続的な支援内容等の検討 ③かわさき臨海のもりづくり区域(東扇島地区)における沿道への植栽帯整備の推進 ④緑化推進重点地区(新百合丘地区、川崎駅周辺地区、小杉地区)の改定計画に基づく緑化の推進 ⑤その他緑化推進重点地区(5地区)の現況や動向、検証作業を踏まえた取組の推進 ⑥緑化助成制度に基づく支援の実施 ⑦緑化助成制度における身近な緑化推進に関する効果的な支援内容の充実に向けた検討の結果に基づく制度の運用 ⑧まちの樹の保存に向けた支援の実施 ⑨まちの樹の制度のあり方の検討の結果に基づく制度の運用	⑦緑化助成制度における身近な緑化推進に関する効果的な支援内容の充実に向けた検討 ⑧まちの樹の制度のあり方の検討	他都市動向の分析を進めながら、全国都市緑化かわさきフェア開催を見据えながら、現在行っている緑の質を向上させる仕組みの構築の検討と併せて、制度のあり方の検討を進めていく必要があるため。
政策3-3	3-3-1	緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	①川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議の実施 ②開発事業等において設置される公園・緑地等に関する協議の実施 ③多摩川風致地区内及び等々力緑地等の都市計画施設内の建築物等の規制に関する許認可の実施 ④緑化基金協力の還元事業として、対象事業区域周辺の既存公園の整備の実施 ⑤緑化指針に基づく取組の推進	⑤緑化指針に基づく取組の推進	「川崎市緑化指針」は、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共施設などの設置に伴う緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドラインとして位置づけられています。第3期実施計画では、令和3年度に「技術指導」に係る部分の改正、令和5年度に「緑化方針」の改正を予定としており、令和3年度に「技術指導」の改正を行いました。「緑化方針」の改正については、「緑の基本計画」に基づくところの大きいことから、令和9年度に予定している「緑の基本計画」の改定に合わせて行い、令和5年度は、改定を見据えた「緑化方針」の課題の精査等を行います。
政策3-3	3-3-2	生田緑地整備事業	①「生田緑地ビジョン」の改定 ②「生田緑地整備の考え方」に基づく取組の推進 ③「東生田2丁目地区の基本方針」に基づく取組の推進 ④ばら苑管理運営整備方針の策定 ⑤緑化フェアと連携した取組の推進 ⑥植生管理計画に基づく取組の推進 ⑦適正な植生管理に向けたその他地区における植生管理、管理方針の策定及び既存方針の見直し ⑧民間活力導入による管理運営の推進	⑥「民間園植生管理計画」の策定	民間園としての考え方に加え、生田緑地の植生管理計画見直しの方向性を踏まえて策定するため令和5年度に延期

2 当初計画から令和5年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業

政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和5年度の取組内容	計画上の変更箇所	
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由
政策3-3	3-3-2	魅力的な公園整備事業	①民間活力導入などによる公園の再整備の推進、福田公園再整備に向けた整備設計 ②若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備における対象公園拡大に向けた取組 ③エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進の検討 ④エントランスや園路などバリアフリー化に向けた整備の実施 ⑤身近な公園の整備の実施(裏名犬蔵公園整備、西長沢公園整備基本設計) ⑥防犯機能を有する施設管理用カメラの適切な管理 ⑦施設管理用カメラの新たな設置手法の実施	①民間活力導入などによる公園の再整備の推進、福田公園再整備に向けた計画検討	整備設計を行うにあたり、施設利用者の要望や民間活力導入に向けた計画検討が必要のため
政策3-3	3-3-2	夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	①利用者利便施設工事完了 ②東側広場工事、園路整備工事、動物展示施設改修工事の実施 ③サポーター制度の取組推進 ④動物園まつりやゆめみ車マルシェなどの賑わい創出に向けたイベント等の実施 ⑤動物公園全体の特色を活かしたプログラム・イベントの検討 ⑥民間活力導入に向けた検討 ⑦新たな財源確保に向けた検討 ⑧展示や飼育環境の改善に向けた取組の推進 ⑨緑化フェアと連携した取組の推進	①利用者利便施設工事【変更(令和4年度完了目標としていた取組、令和6年度秋の緑化フェア前までに完成予定)】 ②東側広場工事、動物展示施設改修工事、園路整備設計の実施【変更(令和5年度)】	①より魅力的な施設とするための協議を庁内の関係局等と行った結果、令和5年度着工となりました。 ②庁内関係局等と協議を行い、来園者ニーズを把握し、より安心して見学可能な整備とするため、令和5年度に設計に着手することとした。
政策3-3	3-3-3	緑地保全管理事業	①特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた現状調査・地権者交渉 ②特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得 ③斜面地の安全対策等の整備(橋特別緑地保全地区) ④企業や教育機関等の参加による保全活動の実施 ⑤市民利用のための施設整備(栗木山山特別緑地保全地区の設計) ⑥保全緑地等における樹林地管理の方針に基づく整備及び管理 ⑦保全緑地の樹木等の維持管理 ⑧対象保全緑地の拡大に向けた取組 ⑨保全緑地の持続可能な運営に向けた取組の推進	③斜面地の安全対策等の整備(橋特別緑地保全地区・生田榎戸特別緑地保全地区)	調査結果により斜面地対策の対象範囲が拡大し、次年度も引き続き工事を行う必要が生じたため。
政策4-3	4-3-1	技能奨励事業	①技術・技能が体験できる「技能フェスティバル」等の開催(参加者数:2,800人以上) ②マイスターによるイベント出展、講習会等の開催(活動回数:104回以上) ③技能功労者等表彰による技能奨励の推進 ④学校での技能職体験等を通じた後継者育成(実施学校数:5校以上) ⑤技能職団体や認定職業訓練校の活動支援による技能振興・継承の推進 ⑥新たなマイスターの認定による技能振興・継承の推進(認定者数:5人) ⑦技能職団体向け研修会等による技能職者の経営基盤の強化	⑥新たなマイスターの認定による技能振興・継承の推進及び教育機関と連携した後継者育成の取組推進	技能職者の後継者不足という課題に対し、教育機関等との連携強化による取組と、その成果を測る指標を検討し、より一層推進するため。
政策4-3	4-3-2	労働会館の管理運営事業	①民間事業者等を活用した効果的な管理・運営の実施 ②教育文化会館との再編整備 ・複合化に向けた工事の実施 ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理手法の検討 ③計画的な施設補修等の建物の維持管理	②教育文化会館との再編整備 ・複合化に向けた工事の仕様・発注方法等の見直し ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理手法の検討	建築コストの高騰などにより令和5年3月に改修工事(建築)が不調となり、再発注に向けた対策を検討することとなったため。
政策4-4	4-4-1	国際戦略拠点活性化推進事業	①新たな国の支援策の獲得や活用の取組の推進 ②域内外への産業波及に向けたマッチング事業や研究会等の検討・実施(累計マッチング件数:95件) ③域内外への産業波及に向けた海外クラスターとの交流の実施 ④多摩川スカイブリッジ開通を契機とした羽田エリアとの産業連携の強化と取組の推進 ⑤エリアマネジメント組織の円滑な運営 ⑥域内の交流連携等の事業の実施 ⑦キングスカイフロントの価値向上に向けた情報発信 ⑧キングスカイフロントの利便性向上に向けたサポート機能の導入の推進 ⑨ベンチャー企業を含む研究機関等の誘致 ⑩事業者と連携したインキュベーション事業の推進及び周辺地域への立地促進 ⑪シェアラボ等、最先端の研究者を継続的に呼び込む取組の推進(インキュベーション施設累計入居企業数:20社以上) ⑫電線類地中化や憩い交流機能の導入など拠点整備の推進、電線類地中化の完了	⑫電線類地中化や憩い交流機能の導入など拠点整備の推進	⑫電線類地中化に向けた電線共同溝本体管工事について、R4年度に実施する予定でしたが、入札不調により次年度実施することから、R5年度は電線類地中化や憩い交流機能の導入など拠点整備の推進を継続実施し、電線類地中化はR6年度に完了することとした。
政策4-4	4-4-1	臨海部大規模土地利用推進事業	①土地利用方針に基づく取組の推進 ②交通基盤整備に向けた取組の推進	①土地利用方針の策定及び同方針に基づく取組の推進【変更(令和5年度)】	①グリーンイノベーション基金を活用した水素等供給拠点の形成に向けた取組など、国の動向を踏まえながら関係者と協議・調整を図るとともに、土地利用や基盤整備に関する必要な措置について、本市と関係省庁等が一体となって検討・調整を進めた上で、令和5年9月の高炉等休止までに土地利用方針を策定する必要性が生じたため。
政策4-4	4-4-1	サポートエリア整備推進事業	①大師橋駅前交通広場整備に向けた工事の推進 ②塩浜3丁目周辺地区土地利用計画の進行管理・事業推進、基盤整備に向けた取組の推進 ③緑のアメニティ、交通レスタ機能の導入に向けたPark-PFI事業の完成・運営開始(地上新町南線道) ④幹線道路における路上駐車対策の取組の推進 ⑤「浮島1期地区土地利用基本方針」に基づく本格的な土地利用に向けた協議・調整	①大師橋駅前交通広場整備に向けた工事の着手及び推進【変更(令和5年度)】	①令和4年度に着手予定だった占用工事の工事時期を見直し、令和5年度着手に変更したため
政策4-4	4-4-1	臨海部活性化推進事業	①臨海部ビジョンの実現に向けたリーディングプロジェクトの取組の推進 ②投資促進制度・緑地制度の運用(相談数:10件以上) ③投資促進制度(立地誘導制度)に係る検討結果に基づく取組の推進 ④臨海部立地企業の動向把握(地区カルテ・アクションマップの作成) ⑤リエゾン研究会等を活用した企業との協働によるプロジェクトの検討・推進 ⑥ビジョンの進行管理を行う協議会の開催等を通じたビジョンの共有及び推進 ⑦産業・環境創造リエゾンセンターと連携した産官学民等の連携の促進 ⑧臨海部における人材育成プログラムの実施 ⑨企業やメディアの認知度向上に向けたPRの実施 ⑩次世代を担う子どもたちに向けた学習機会の創出 ⑪臨海部の企業活動や取組を広く知ってもらうためのPRの実施	③投資促進制度(立地誘導制度)の運用【変更(令和5年度)】	令和4年度末に制度化し運用を開始したため、より具体的な記述に変更したため。
政策4-4	4-4-2	臨港道路東扇島水江町線整備事業	①国等関係機関との協議・調整の完了 ②臨港道路東扇島水江町線整備の完了 ③東扇島臨港道路改良及び車橋水江町線交差点改良の完了 ④臨港道路東扇島水江町線の維持管理に向けた取組の推進	①国等関係機関との協議・調整【変更(令和5年度)】 ②臨港道路東扇島水江町線整備の促進【変更(令和5年度)】 ③東扇島臨港道路改良の推進及び車橋水江町線交差点改良の完了【変更(令和5年度)】	国の事業再評価で事業期間が延長されたため。

2 当初計画から令和5年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業						
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和5年度の取組内容	計画上の変更箇所		
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由	
政策4-4	4-4-2	東扇島堤込部 土地造成事業	①護岸築造工事の推進 ②埋立管理の推進	①埋立管理の推進【変更(令和5年度)】	建設発生土の受入時期の変更に伴い、開口部の護岸築造工事の時期が変更となりました。	
政策4-4	4-4-2	コンテナターミ ナル維持・整備 事業	①コンテナ関連施設の供用開始 ②トランスファークレーン(4機)の更新 ③ターミナル設備等改修の推進 ④荷役機械及び電気設備の維持補修等の推進 ⑤荷さばき地及び通路の維持補修等の推進	③ターミナル設備等改修の推進(構内ケー ブル改修に向けた設計)【変更(令和5年 度)】	③構内ケーブル改修に向けた設計については、令和5年度中に コンテナターミナルの構内走行規則を大幅に変更することとなり、 その変更を踏まえて設計をする必要が生じたことから、構内ケー ブル改修設計について令和5年度に着手し、令和6年度から工事 をすることとしたため。	
政策4-4	4-4-2	川崎港カーボ ンニュートラル 化推進事業	①港湾管理者としてのカーボンニュートラル化の推進 ②港湾施設利用者への支援の検討・推進	③川崎港カーボンニュートラルポート形成計 画の策定【新規(令和5年度)】	川崎港においてカーボンニュートラルポート(CNP)形成を図るた めの具体的な取組を定めた川崎港CNP形成計画を令和5年度前 半までに策定するため。	
政策4-4	4-4-3	港湾振興事業	①関係団体が開催するイベント等を通じた人々の交流やレクリエーションの場づくり の推進 ②川崎マリエン、東扇島東公園等の施設の活用促進に向けた広報の実施 ③ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設(ビーチバレーホール)指 定後の地域連携体制の形成 ④川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方に基づいた事業等の実施	④川崎港の魅力向上に向けたモデル事業 等の実施及び基本的な考え方の取りまとめ 【変更(令和5年度)】	基本的な考え方を川崎港長期構想の改訂に合わせてとりまとめ ることとしたため。	
政策4-4	4-4-3	港湾緑地整備 事業	①川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地整備に向けた調整(旧塩浜市場) ②川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地の設計・整備工事(水江町緑地)	②川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地 整備に向けた調整(水江町緑地)【変更(令 和5年度)】	臨港道路東扇島水江町線の事業期間が延長されたことに伴い、 水江町緑地の整備スケジュールの見直しを行ったため。	
政策4-5	4-5-1	川崎駅周辺総 合整備事業	①川崎駅周辺総合整備計画に基づく計画的なまちづくりの推進 ②大宮町地区地区施設民間活用事業の推進 ③その他周辺地区における開発動向等を踏まえた取組の推進 ④川崎駅東口地区の民間開発事業の誘導・支援における協議会開催支援 ⑤公共空間の有効活用における広告事業の推進と更なる取組に向けた検討 ⑥公共空間を活用したイベント等の効果検証を踏まえた取組の推進 ⑦ネーミングライツの実施、北口道路の広告展開	②大宮町地区地区施設民間活用事業工事 の完了及び事業推進【変更(令和5年度)】	②施設の仕様等や鉄道事業者との調整に時間を要したことに伴 い、工事完了が令和5年度になったため	
政策4-5	4-5-1	小杉駅周辺地 区整備事業	①小杉駅北口駅前地区(駅前広場等)に関する取組の推進 ②小杉駅北口地区に関する取組の推進・都市計画手続等の推進 ③日本医科大学地区の取組の推進 ④小杉駅東部地区の地区計画に基づく取組の推進 ⑤総合自治会館跡地等の活用や周辺まちづくりの取組の推進 ⑥総合自治会館跡地周辺のまちづくりの動向を踏まえた調整・誘導 ⑦公共空間を活用した滞在環境の向上に関する取組の推進・道路等を活用し た社会実験の実施・検証	③日本医科大学地区C地区旧病院解体工 事完了、新築工事着手	日本医科大学C地区の旧病院解体工事については予期せぬ地 中埋設物により完了時期が令和5年8月末まで延長され、それに 伴い跡地での新築工事着手についても遅れることとなりました。	
政策4-6	4-6-1	都市施設の計 画管理等事業	①事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施(世田谷町田線1km以上) ②土地所有者の申請に応じた都市計画道路概略予定線の測量査定業務の実施 ③都市計画法に基づく都市計画道路内の建築許可業務の実施	①事業未着手の都市計画道路の路線測量 の実施(池田浅田線0.9km以上)	路線測量実施箇所の優先順位再検討の結果による。	
政策4-6	4-6-1	建築物環境配 慮推進事業	①「建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用(届出件数に よめるB+ランク以上の割合:57%以上) ②環境配慮建築物に関して、説明会等による普及・啓発(年4回) ③環境性能評価システム及び建築物環境計画書作成マニュアルの変更 ④建築物環境配慮制度の普及に向けた手法の検討、取組の推進	③環境性能評価システム及び建築物環境 計画書作成マニュアルの変更【廃止(令和5 年度)】	令和4年度中に、環境性能評価システムの開発元において改訂 が行われなかったため、令和5年度の変更を廃止する。システム 変更が無いことから、建築物環境計画書作成マニュアルの変更 の必要性が生じないため、マニュアル変更も廃止する。	
政策4-7	4-7-2	道路改良事業	①国道409号の整備推進(市ノ坪、小杉、小杉御殿Ⅰ期・Ⅱ期、北見方工区) ②丸子中山茅ヶ崎線の整備推進(小杉御殿、野川(高津)工区) ③宮内新横浜線の整備推進(宮内工区) ④東京丸子横浜線の整備推進(市ノ坪工区) ⑤世田谷町田線の整備推進(登戸、片平、上麻生Ⅰ期・Ⅱ期工区) ⑥尻手黒川線の整備推進(Ⅳ期工区) ⑦その他都市計画道路の整備推進	③宮内新横浜線の整備推進(宮内工区、 完成(子母口工区))	③子母口工区については、令和4年度の完成に至らず、令和5年 度の完成に変更したため。	
政策4-7	4-7-2	京浜急行大師 線連続立体交 差事業	①1期①区間(小島新田駅～東門前駅)の事業推進(工事完成) ②1期②区間(東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すりつけ)の事業推進(検討結果 及び事業再評価に基づく取組の推進) ③2期区間(川崎大師駅～京急川崎駅)区間の都市計画変更(2期別線区間)	③2期区間(川崎大師駅～京急川崎駅)区 間の都市計画変更に向けた取組の推進(都 市計画変更に向けた調整)	「2期区間の都市計画変更」は「1期②区間における工事着手前 の都市計画変更」に併せて実施予定ですが、本事業の今後の取 組・対応方針において「1期②区間の工事着手は、検討継続」と しており、「1期②区間における工事着手前の都市計画変更」の時 期は未定であるため、変更するものです。	
政策4-7	4-7-4	市バス移動空 間快適化事業	①バリアフリー法に適合した低床バス導入率100%の維持(ノンステップバス25両 更新) ②市バス運行情報の提供(「市バスナビ」の運用、タブレット型運行情報表示器の 維持管理) ③バス停留所施設(上屋、標識、ベンチ等)の維持・管理	①バリアフリー法に適合した低床バス導入 率100%の維持(ノンステップバス39両更 新)	令和4年度に予定していたハイブリッドバス16両の導入につい て、国内のハイブリッドバス車両を製造している事業者の受注停 止等の影響を踏まえ、令和5年度に先送りすることとしたため。	
政策4-7	4-7-4	市バス地域貢 献事業	①ハイブリッドバスの導入(購入16両) ②災害時の迅速な対応に向けた取組の推進 ③その他社会的要請等に対応した事業の推進	①ハイブリッドバスの導入(購入39両)	令和4年度に予定していたハイブリッドバス16両の導入につい て、国内のハイブリッドバス車両を製造している事業者の受注停 止等の影響を踏まえ、令和5年度に先送りすることとしたため。	
政策4-8	4-8-2	市民ミュージア ム管理運営事 業	①被災収蔵品の応急処置作業と修復作業の実施 ②展覧会及び教育普及事業の実施 ③新たな博物館、美術館の整備に向けた取組の推進	③新たなミュージアムの整備に向けた取組 の推進【変更(令和4年度)】	博物館、美術館が融合したミュージアムの整備に向けた取組を推 進するため。	
政策5-1	5-1-1	都市政策研究 事業	①学識経験者等による研究会の開催および学会への参加 ②職員の研究チームによる政策課題の研究 ③本市の政策課題に関連した政策情報誌の発行	①学識経験者等による研究会の開催およ び自治体学会かわさき大会(政策研究交流 会議)の開催【変更(令和5年度)】	かわさき大会の開催が決定したため	

2 当初計画から令和5年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業					
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和5年度の取組内容	計画上の変更箇所	
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由
政策5-1	5-1-3	区役所改革推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ①「区役所改革の基本方針」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の推進、検証及び改定 ・区民会議に替わる新しい参加の場としての「地域デザイン会議」の試行実施・検証 ・地域をコーディネートできる職員の育成に向けた研修の実施 ②「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づく機能再編の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化(機能再編) ③「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づく、区役所、支所、出張所等を取り巻く状況の変化を踏まえた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・実施 ・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進 ・証明書発行体制のあり方の検討 ・行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化(機能再編)【令和5年度→6年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 新本庁舎新築工事の工期延長の影響によるため。
政策5-1	5-1-3	区役所サービス向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ①市民の声を踏まえた区役所サービス向上の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所サービス向上指針評価・研修の実施 ・第2・4土曜日の区役所窓口開設の実施 ・混雑期の臨時窓口開設の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑期の臨時窓口の実施【変更(令和5年4月は開設しない)】 	<ul style="list-style-type: none"> 4月の第1土曜日に開設する臨時窓口の利用者は減少傾向の一方、平日の待ち時間は短縮されないことや職員の働き方改革の観点、区役所の効率的な執行体制を考慮し、令和5年は臨時窓口を開設しない。
政策5-1	5-1-3	区役所等庁舎整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ①機能維持(災害対策を含む)やサービス向上に向けた、区役所等庁舎の適切な改修・補修の実施 ②川崎区役所の機能再編に伴う区役所庁舎のレイアウト変更 ③「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」に基づく取組の推進 ④新宮前区役所新庁舎基本設計・実施設計及び基本計画の策定等、移転・整備に向けた取組の推進 ⑤「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ④新宮前区役所に関する基本的な考え方の検討・策定【変更(令和5年度)】 	<ul style="list-style-type: none"> ④事業全体のスケジュールを変更したため。